問わ

れる塩崎大臣の誠意

大阪 ベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団 泉南アス/

について質しました。

めているのか、 大臣に対して、

原告らの一

日も早

61

解決

民主、 肖

維新の各党の議員が塩崎厚労 最高裁判決をどう受け止

衆議院厚労委員会において、

公



解決の思いは原告らと共有している」と 訴訟が差戻審に係属していることを理由 繰り返し述べながら、 《判決を極めて重く受け止める」、 これに対し、塩崎厚労大臣は、 政治決断による早期解決については その一 方で、 「最高 「早期 1 陣

> 明言を避ける答弁に終始しました。 塩崎厚労大臣が判決を重く真摯に受け止 思いである」と言いながら、原告らに会っ で裁判を続けられたご苦労に頭が下がる ています。 会って直接謝罪することこそが求められ めているならば、 て直接謝罪するとは述べませんでした。 方々に対しては誠に申し訳ない。 また、「国の責任が認められた原告の 加害者として原告らに これま

ならない原告らに対して、 大臣の誠意が問われています。 ともせず、 ところが、 到底誠実とはいえません。 謝罪をしようともしない 真っ先に謝罪をしなければ 今なお会おう 塩崎厚労 態度

# 一命あるうちの謝罪を

に謝罪をすることが、 めるならば、 塩崎厚労大臣が人間としての心で受け止 健康を奪われました。 怠慢)によって、 でしょうか。 原告らは、国の長期にわたる不作為 直ちに原告らに会い、 かけがえのない命や その無念の思いを 当然の対応ではな 国

0

など、 困難になっている蓑田努さん(1陣原告) さん (1陣原告)、 いに耳を傾けて下さい ています。 裁で意見陳述をしたもののその後外出が 塩崎厚労大臣、 日 ·田秀子さん (2陣原告) 文字通り明日をも知れぬ原告たち 刻も早 この原告らの悲痛 い謝罪と解決を切望し やっとの思いで最高 や江城 な願

61

全身にがんが転移している松本幸子さ

べが手放せずほとんど家から出られな

寺西千世子さん (2陣原告)、

酸素ボ

(2陣原告)、

病床で寝たきりのまま

## 私たちの3つの基本的な解決要求

#### ①国による真摯な謝罪

深刻な被害の発生・拡大させ、かつ救済を長引かせ たことに対する真摯な謝罪

### ②原告らに対する賠償

最高裁判決を基準にした、政治決断による速やかな 1陣・2陣の一括解決

### ③協議の場の設置

原告以外の泉南地域の被害者の救済、残存アスベス トの除去等に向けた協議

## スベスト国賠訴訟 裁判決についての

# 2014年10月12日付 救済の道広げた石綿判決

も多い。国は判決を重く受け止 だ。裁判の途中で死亡した原告 め、一刻も早い患者らの救済に 康被害が広がったということ 国の規制が遅れたために、健

裁の判決を前提に対応を考え直すべ きではないか。 ずらに争い続けるのではなく、最高 アスベスト裁判は各地で起きてい 判決も割れているが、国はいた 被害実態などはそれぞれで異な 動かなければならない。

## 府の責任 【朝日新聞 社説 石綿被害判決 見過ごした政

2014年10月10日

りにすることは許されまい。政府は 原告勝訴の第2陣の判断基準に準じ 14人が亡くなっており、救済を先送 て、早期に救済すべきだ。 2006年の提訴以降でも原告の

るなら、それはなぜなのか政府自身 リスクと向き合うことに難しさがあ 労災でも繰り返されてきたことだ。 なることは、これまでの公害や薬害、 対応に問題はなかったと主張し続け で検証すべきだろう。 た対策をとらないまま事態が深刻に に謝罪しなければならない。 てきた。まずは誤りを認め、被害者 策に乗り出した後も、政府は過去の 有害と知りながら、政府が徹底し 石綿救済法ができ、広範な被害対

定着させるものと言える。

はないか。判決を機に、 分という指摘もある。埋もれた被害 いまの石綿救済法では救済は不十 再検証する

# を対策に生かせ アスベスト判決「泉南」 の教訓

論である。 被害を拡大させた。これが司法の結 政府の怠慢が、アスベスト(石綿)

2014年10月11日

政府は重く受け止め、今後の対策

賠償額算定のため、審理を大阪高裁 た原告は救済されるべきだ、という 最高裁の姿勢が示されたと言える。 様、規制の遅れによって被害を受け 訴訟判決、関西水俣病訴訟判決と同 決である。2004年の筑豊じん肺 に万全を期さねばならない。 最高裁は、一部の原告については、 行政の不作為を厳しく批判する判

図るべきだ。 くなっている。 政府は、和解などで早期の決着を

に差し戻した。既に14人の原告が亡

## 石綿被害判決 (毎日 社説) 国の怠慢もう許

を迫る当然の判決だ。 すべきだとする最近の司法の流れを 策を後回しにした国に被害者の救済 最高裁判決は、国民の健康を優先 産業発展を優先し労働者の健康対 2014年10月11日

救済を急ぎ、埋もれた被害者がいな いかどうかも調べなければならな 死亡している。国は判決を踏まえた に苦しみ、8年前の提訴から14人が がんの中皮腫(ちゅうひしゅ)など 償を認めたが、元従業員は石綿関連 最高裁は原告89人のうち82人の賠

け止め、裁判による決着を待たずに 政府は今回の最高裁判決を重く受

はないか。 新たな補償の枠組みを検討すべきで

えない。被害の実情に沿った見直し は補償の金額・範囲とも十分とは言 も考えるべきだ。 工場周辺住民らを対象にした救済法 労災申請の時効が過ぎた労働者や

## を早く アスベスト判決 「公害」 【東京新聞 社説】 の救済

2014年10月11

は国の責任を認める初判断をした。 員が受けた健康被害に対し、最高裁 い救済が迫られる。 は、もう七十代にもなる。一刻も早 中皮腫や肺がんなどを患う原告たち アスベスト(石綿)工場の元従業

されていた。それでいて、戦後もア にしてきたのではないか。 スベストの経済性ばかりに目をやっ 省保険院の検査で既に危険性は報告 て、多くの人々の生命と健康を犠牲 石綿肺については、戦前の旧内務

さなどが指摘されている。抜本的な 救済法ができたが、補償額の不十分 救済策を望む。 ある。2006年には石綿健康被害

# 【産経新聞 視点】 早期解決へ和解が必要

時間は限られている。 の間だけで元労働者の患者14人が死初の提訴から8年余りが経過し、こ 亡。生存患者も高齢化し、残された で審理が続くことになる。ただ、最 し戻された第1陣は今後、大阪高裁 2014年10月10日 第2陣では勝訴が確定したが、差

訟で、体調不良に苦しむ患者らが救 済を求める先は国しかない。司法判 業者が全て転廃業している泉南訴

解決を探るべきだ。

年10月11日 西日本新聞

予測された「公害」と呼ぶべきで

2014年10月10日

## 流れ 2014年10月10日 健康守る国の責任厳しく認める 【朝日新聞 識者コメント】

国民の生命や健康を守ることについ 判決のように、近年、最高裁では、 授(環境法)の話 政負担を理由に、国の責任を広く認 んだ判決だ。「規制緩和」や国の財 定着している。今回もその流れをく て、国の責任を厳しく認める流れが 筑豊じん肺訴訟や水俣病関西訴訟

断は下された。国は差し戻し審の結 論を待つことなく、和解など早期の るなかで、最高裁が、これまでの司 めるべきではないという考え方もあ

法判断の流れを維持した意義は大き

(神戸新聞 一刻も早い被害の救済を2014 社説】アスベスト判決

2014年10月11日 【京都新聞 社説】石綿最高裁判 国は救済へ責任果たせ 国は対策見直し救済急げ 決

社説】アスベスト判

宮本憲一・大阪市立大名誉教授

環

「国は指導徹底して」

【読売新聞(識者コメント】

境経済学)の話

害を巡る訴訟や石綿健康被害救済法

任を認めた画期的な判決で、石綿被

石綿対策についての初めて国の責

2014年10月10日 【徳島新聞 社説】 石綿最高裁判 【北海道新聞 社説】石綿最高裁判 2014年10月10日 国は真摯に受け止めよ

2014年10月10日 2014年10月10日 決 国は全面救済に乗り出せ 【福井新聞】 石綿被害最高裁判決 重い国の責任、救済を急げ

> を機に、国は法や規制を厳格に守ら は多く、石綿対策は不十分だ。判決 在も、マスクが使われていない現場 んマスクの使用が義務付けられた現 の改正に影響を与えるだろう。防じ

せるよう、行政指導を徹底すべきだ。

【信濃毎日】 石綿訴訟判決 被害者救済を広く早く 【河北新報】 石綿訴訟判決 国の 玉 の

予をほとんど認めなかった。国に速

立から、規制の実施までの時間的猶

今回の判決は、健康被害の知見確

野呂充・大阪大学教授(行政法)

やかな安全規制を求める強いメッセ

ージだ。

2014年10月12日(日) 【愛媛新聞】泉南石綿訴訟判決 責務がさらに問われる を守るべき国の責任は重い

2014年10月10日 (毎日新聞 識者コメント)

命 業大大学院教授(リスク管理論) 責任もっと広い 村山武彦・東京工

吉村良一・立命館大法科大学院教 すれば、国の責任をより広く認めら 任が及ぶ範囲を限定した。当時の世 を巡る対応は違法と認めず、国の責 なかった防じんマスクの使用義務化 設けながら実効的なチェック機能が いた粉じん濃度の規制強化や罰則を れたのではないか。 界の情勢や現場の状況に即して検討 任を認めた。だが、欧米より遅れて の設置義務付けを怠った点で国の責 今回の判決は石綿粉じん排気装置